

富田林市条例第 号

富田林市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例

富田林市立市民総合体育館条例（昭和55年富田林市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表に次の1項を加える。

4 冷暖房実施期間の冷暖房利用料金

(1) 専用利用時

	施設名	単位	利用料金（円）
主競技場	全面	1回	4,070
	2／3面	1回	2,710
	1／2面	1回	2,030
	1／3面	1回	1,350

(2) 共用利用時

施設名	利用者	単位	利用料金（円）
主競技場	一般（1人）	1回	30
	児童又は生徒（1人）	1回	10

備考

- 1 冷暖房実施期間中は、1専用利用料金及び2共用利用料金に冷暖房実施期間の冷暖房利用料金を加算する。
- 2 冷暖房実施期間は、規則で定める。
- 3 冷暖房実施期間の冷暖房利用料金は、1専用利用料金及び2共用利用料金の表に定める午前、午後1、午後2及び夜間の利用時間をもってそれぞれ1回とする。
- 4 「一般」とは、15歳以上の者（中学生を除く。）をいう。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【議案第59号】富田林市立市民総合体育館条例（昭和55年富田林市条例第31号）新旧対照表

現行	改正後（案）
別表（第6条関係） 1～3（略）	別表（第6条関係） 1～3（略） <u>4 冷暖房実施期間の冷暖房利用料金</u> 【別記 参照】

【別記】

改正後（案）

(1) 専用利用時

施設名	単位	利用料金（円）
主競技場	全面	4,070
	2／3面	2,710
	1／2面	2,030
	1／3面	1,350

(2) 共用利用時

施設名	利用者	単位	利用料金（円）
主競技場	一般（1人）	1回	30
	児童又は生徒（1人）	1回	10

備考

- 1 冷暖房実施期間中は、1専用利用料金及び2共用利用料金に冷暖房実施期間の冷暖房利用料金を加算する。
- 2 冷暖房実施期間は、規則で定める。
- 3 冷暖房実施期間の冷暖房利用料金は、1専用利用料金及び2共用利用料金の表に定める午前、午後1、午後2及び夜間の利用時間を持ってそれぞれ1回とする。
- 4 「一般」とは、15歳以上の者（中学生を除く。）をいう。